

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念を策定し、株主の権利の確保に努め、また情報開示を充実させるとともに株主との建設的な対話を進めることや、取締役会など会社機関の役割・責務を明確にすることを重視して、コーポレートガバナンスに取り組んでいます。そのような考え方のもとで、当社は平成28年6月28日開催の当社第19回定時株主総会の決議をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会設置会社においては、監査役に代わり、監査等委員会が監査・監督機能を果たします。当社はこれにより経営の健全性と透明性の向上および迅速な意思決定を図り、さらなる企業価値の向上を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2-4)

現状の株主構成を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳については行っていません。しかし、今後海外投資家への積極的なアプローチを視野に、自社ウェブサイトについては、主要部分並びに主要な適時開示文書の英訳を行っております。議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳については、機関投資家や海外投資家の議決権比率や議決権行使状況、対応に係る費用等を勘案し、今後検討してまいります。

(補充原則1-2-5)

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主に限定しております。今後、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等の株主権の行使をあらかじめ希望する場合は、信託銀行等と協議等を行います。

(原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する特段の基準および方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

(補充原則4-11-3)

取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要な案件の決議、経営状況の報告等を行っております。取締役会の開催に先立ち、経営会議にて議案に関して確認を行い、議論の実効性を高めています。また、事前に取締役会資料を配布し、特に社外取締役に対しては事前に詳細な説明を行っております。取締役会の実効性評価については、今後の取締役会機能向上を目的とした評価手法と、その評価結果の開示について検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4. いわゆる政策保有株式)

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性を満たすことを基本的な方針としています。

政策保有株式については、その発行会社との提携・取引維持の観点から、それが当社の成長に必要なかどうか等について、取締役間で事前に協議を尽くし、その後取締役会に諮ることとしています。

同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

(原則1-7. 関連当事者間の取引)

会社法等の準拠に加え、取締役会規程において、競業取引または会社との取引あるいは会社と第三者との間で会社と取締役との利益が相反する取引を行おうとする取締役は、その取引につき重要な事実を取締役会にて開示しその承認を得なければならない。と定めており、これに則った取締役間の情報共有・事前協議などを通じて関連当事者取引を監視しています。

また、監査等委員会が、利益相反取引の防止に向けた監督を行っております。さらに、当社グループの全ての役員に対して、期末毎に関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

(原則3-1. 情報開示の充実)

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。

会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、自社ウェブサイト・株主通信・会社案内・決算説明資料・有価証券報告書等により、経営理念・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針・取締役候補者の選任理由等について開示しています。

また、より当社への理解を深めていただくための追加情報についても当社ウェブサイトを通じ積極的に情報開示を行っております。なお、経営陣幹部の選任を行う際は、事前に取締役会においてその内容を明確に説明しています。

1. 経営理念・経営戦略等について当社ウェブサイト・株主通信・会社案内・決算説明会資料等により情報発信を行っております。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針については株主総会招集通知・有価証券報告書・コーポレートガバナンス報告書、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針等を通じて明らかにしています。

3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、職責・役位及び経営への貢献度・経営内容を勘案した報酬とし、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、取締役会において代表取締役に一任しております。なお、代表取締役は社外役員が参加する任意の報酬委員会の意見を聴取することにより、役員報酬決定の客観性を確保しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

4. 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補の選定においては、当社の企業理念・経営理念に基づき、医療業界全体の発展に貢献することが期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。

監査等委員である取締役候補の選定においては、当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務を監査・監督し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査・監督・評価・助言を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。

いずれの候補者についても、その選任意義・想定される役割・候補者の経歴と過去業績等を取締役会において明確にして、検討・決定しております。

5. 取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しています。

(補充原則4-1-1)

当社は、定款に基づき重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができることとしております。取締役会では、法令・定款に定められた事項及び当社グループの経営上の重要事項に対する決定事項を決議することとしており、別に定める付議基準において、取締役会における判断・決定事項を明確に定めております。取締役会規程の付議基準に定める以外の事項の決定は、一部経営会議規則等により定め、その他の事項については、経営陣幹部が合議のうえ決定しております。また、有価証券報告書や東証の適時開示において、担当部署や管掌業務を開示しております。

(原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用)

当社の社外取締役3名は、全員が監査等委員で、東京証券取引所の上場規程に定める独立役員です。社外取締役には、それぞれの分野での高度な知見や豊富な経験を生かし、取締役会および取締役の業務執行に対しての監査・監督機能を期待しております。

(補充原則4-11-1)

取締役会の実効性に関する分析・評価を行うことにより監視・監督機能の向上を図るため、取締役会の構成員は、当社の経営理念に基づき、当社のみならず医療業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に対する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は既に定めており、各取締役の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。なお、株主総会招集通知は、TDnetおよび自社のウェブサイトにて開示しております。

(補充原則4-11-2)

当社は、取締役が当社の役割・責務を積極的に果たすため、他の上場会社を含めた役員兼務状況を毎年把握し、事業報告「会社役員に関する事項」にて毎年開示しています。当社グループにおいては、事業会社の役員との兼務については必要最低限に留めるよう努めております。

(補充原則4-14-2)

当社は各取締役に対して、コンプライアンスをはじめとする経営全般に関する意識や知識を、各自所属する団体等のセミナーや勉強会において、各人の判断で必要な知識の習得や更新等の研鑽を行わせるという方針に基づき、取組みを実施しております。

(原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針)

年2回、機関投資家向けに決算説明会を開催するとともに、別途スモールミーティングを開催しています。株主との実際の対話につきましては、IR担当部署が行っており、日々の取組みとしては、株主からの電話・メールに対し丁寧に回答を行っております。また、株主・投資家からの要望によっては、可能な範囲で代表取締役、IR担当部署が面談に対応しております。

株主との建設的な対話を促進するために、倫理行動規範において明示し、資本市場の一員として適時適正な情報開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森 豊隆	4,754,250	44.75
森 利恵	825,000	7.77
森 龍介	75,000	0.71
神林 忠弘	71,000	0.67
伴 清一郎	64,500	0.61
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口)	63,400	0.60
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口6)	60,900	0.57
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口5)	60,600	0.57
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口3)	59,800	0.56
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口2)	52,300	0.49

支配株主(親会社を除く)の有無

森豊隆

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の創業者である森 豊隆は、支配株主に該当しております。当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性についてを当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

				害関係はなく独立性が十分に確保されており、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し選任しました。
佐藤雄助	○	○	—	税理士として財務及び会計に精通しており、企業経営を統轄する十分な見識を有していることから当社の独立役員にふさわしいと判断しております。また、当社と佐藤雄助氏との間に特別な利害関係はなく独立性が十分に確保されており、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し選任しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#) あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 [更新](#)

監査等委員会を補助すべき使用人については、内部監査室に属する従業員とし、内部監査室は、監査等委員会に直属するものとしております。監査等委員会の職務を補助すべき使用人である内部監査室に属する従業員の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うものとしております。

内部監査室は、監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会は、専門的な立場からの会計監査を主体とした独立監査人による監査と相互連携の構築に努めております。すなわち、監査等委員会は監査を効果的に実施するために、監査法人からそれぞれ監査の方法と結果について報告を求めるほか、個別に情報交換を行っております。また、監査法人が監査計画に基づき実施する各事業部門・子会社等の監査に立ち会うなど、緊密な連携を図る体制にしております。また、監査等委員会に直属する内部監査室が、監査等委員会と連携しながら定期的な内部監査を実施することにより、自発的な内部統制チェック機能を強化しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#) あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	3	2	1	0	0	社内取締役

補足説明 [更新](#)

代表取締役は社外役員が参加する任意の報酬委員会の意見を聴取することにより、役員報酬決定の客観性を確保しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 [更新](#) 3名

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

ストックオプションの総数は、第4回・第5回・第8回を合計して20,415個になります。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#)

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

個々の付与者ごとの付与内容・行使状況

第4回新株予約権

合計47名に17,620個(新株予約権の目的となる株式の数は17,620株)を付与しましたが、平成28年5月31日現在において、合計9名に2,600個(新株予約権の目的となる株式の数は26,000株)となっております。

第5回新株予約権

合計73名に6,900個(新株予約権の目的となる株式の数は6,900株)を付与しましたが、平成28年5月31日現在において、合計57名に6,550個(新株予約権の目的となる株式の数は65,500株)となっております。

第8回新株予約権

合計25名に11,265個(新株予約権の目的となる株式の数は1,126,500株)を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

開示手段 有価証券報告書、事業報告

開示状況 社内取締役及び社外役員の別に各々の総額を開示

平成28年3月期取締役の報酬等の額

社内取締役に支払った報酬 5名 53百万円

社外役員に支払った報酬 6名 28百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、職責・役位及び経営への貢献度・経営内容を勘案した報酬とし、株主総会で決議された報酬限度の範囲内で、取締役会において代表取締役に一任しております。なお、代表取締役は社外役員が参加する任意の報酬委員会の意見を聴取することにより、役員報酬決定の客観性を確保しております。

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

取締役会は、事務局が社外取締役を含む全取締役に対し、決議事項及び報告事項に関する資料の取り纏め並びに事前配布を実施するように努め、また社外取締役に対して、適宜、議題の内容等を説明することで、効率的に審議ができるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役8名で取締役会を構成しておりますが、そのうち3名が監査等委員であり全員が社外取締役です。取締役会の下には、代表取締役、業務執行取締役で構成される経営会議が設置され、経営上の重要事項の決議が行われています。経営会議等の重要な会議には、必要に応じて監査等委員である取締役が出席して、業務執行取締役に対する監督機能を果たす体制を構築しております。なお、当社は会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等を除く取締役との間において損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定め、当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法が定める最低責任限度額としております。また、監査等委員会の監査の実効性を向上させるために、監査等委員会から要請がある場合には、会計監査人との連携を確保する体制として

おります。なお、当社は、平成28年6月28日開催の当社第19回定時株主総会の決議をもって、監査法人アヴァンティアを選任いたしました。その他、監査等委員会に直属の内部監査室が監査等委員会と連携しながら定期的な内部監査を実施することにより、自発的な内部統制チェック機能を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成28年6月28日開催の当社第19回定時株主総会の決議をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会設置会社においては、監査役に代わり、監査等委員会が監査・監督機能を果たします。監査等委員会は、3名上の取締役、かつ、その過半数が社外取締役で構成され、組織的な監査を行います。監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有していることから、業務執行取締役の事業推進活動を直接的に監督することが可能となり、監査にとどまらず、監督・評価・助言機能が期待されています。監査等委員会設置会社においては、また、取締役の過半数が社外取締役である場合のほか、定款に規定を設ければ、取締役会の決議により重要な業務執行の決定を大幅に取締役に委任することができます。これにより、監査等委員会設置会社においては、取締役会の役割は、業務執行に対する監督が中心となるとともに、業務執行者による迅速な意思決定と機動的な業務執行を期待できます。当社は、上記のような特徴を備えた監査等委員会設置会社に移行することにより、経営の健全性と透明性の向上および迅速な意思決定を図り、さらなる企業価値の向上を目指します。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるように、招集通知の早期発送に努めており、かつ、TDnetや自社のウェブサイトにおいても遅滞無く公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主との対話の場であるという観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと考えております。今後も決算日程、総会準備、会場の確保等を勘案して、可能な限り集中日を避けた株主総会開催日の設定を行います。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 株主の皆さまが在住する地域状況に鑑み、東京都内の利便性の高い場所で株主総会を開催しております。また、株主の皆さまからの質問に対しては、丁寧でわかりやすい回答を心がけております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、中間・期末の決算発表時に開催し、代表取締役社長及び役員が説明を行っております。また、別途スモールミーティングも開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、定時株主総会招集通知、有価証券報告書、株主向け報告書(株主通信)、ニュースリリース文章、決算説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 CEOオフィス IR責任者 CEOオフィス長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は法制度の改正や社会的な要請を踏まえ、主力のSMO事業の業務のあり方の継続的な見直しや、新規事業の先端医療分野の強化を図ることで、事業の継続発展を維持するとともに、労働環境の整備・社会問題への取り組みを行っております。 世界の人々の健康を守るための医療の高度化に向けて、当社の医療分野における高度な役割・技術を提供することを通じて社会的サステナビリティに今後さらに貢献してまいりたいと考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループが定める倫理綱領・倫理行動規範において、医療サービスのプロフェッショナルとして常に自覚を持って行動し、人々との信頼関係の確立を目指すこと、消費者・顧客に対してサービス・商品の正確な情報を提供し誠実に対応すること等を定めており、当社ウェブサイトで開示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法第399条の13第1項第1号口及びハに定める体制(内部統制)の整備の概要は以下のとおりであります。

イ 当社および当社の子会社の役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社の子会社(以下、「当社グループ」という)の役職員は、倫理綱領・倫理行動規範・コンプライアンスガイドラインに則り、適切に職務を執行する体制としております。
- (2) 取締役は、取締役会規程、経営会議規則等に則り、適切に職務を執行する体制としております。
- (3) 取締役は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会や経営会議に報告するとともに、速やかに監査等委員会に報告する体制としております。
- (4) 監査等委員会からコンプライアンス体制についての意見および改善策の要求がなされた場合は、取締役が遅滞なく対応し、改善を図る体制としております。
- (5) コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、コンプライアンス委員会は、規則・マニュアル類の整備およびコンプライアンス推進体制の実施状況を管理・監督し、当社グループ役職員に対して適切な研修体制を構築しております。
- (6) 当社グループ役職員によるコンプライアンスに反する行為を早期に発見し是正するため、社内外に通報窓口を設置し、適切に運用する体制としております。
- (7) 反社会的勢力および団体との関係を遮断し、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否するために担当部署を設置し、社内外の協力窓口と連携して対応する体制としております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役は、その職務の執行に係る文書(株主総会議事録や取締役会議事録等)その他の重要な情報(電磁的記録等を含む)を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務にしたがい適切に保存し、かつ管理しております。

ハ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの発生を防止するとともに、リスクが発生した場合の損害を最小限にとどめる体制の維持・向上を図るため、リスクマネジメント規程を整備し、重要なリスクから優先して具体的な対応計画を策定し実行する体制としております。
- (2) 内部統制担当部門が中心となり、リスク管理状況について自己点検を行い、リスク管理体制の維持・向上を図る体制としております。

ニ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定款に基づき重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができることとしており、監督機能と業務執行機能とを分離することで、取締役会における意思決定の迅速を図る体制としております。
- (2) 取締役会のほかに、経営会議を開催し、取締役会に附議する事項やその他経営上重要な事項の諮問・審議を行うことにより、より迅速な意思決定を適切かつ機動的に行う体制としております。
- (3) 経営会議等の重要な会議には、必要に応じて監査等委員である取締役が出席して、業務執行取締役に対する監督機能を果たす体制を構築しております。

ホ 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社等の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、規程に基づき業務の執行の状況を管理する体制を確保しております。
- (2) 子会社等から定期的に業務、業績およびその他重要な事項に関する報告を求めるとともに、当社の業務または業績に重大な影響を及ぼし得る事項につき、当社の事前承認を行う体制を確保しております。
- (3) 「内部統制の整備及び運用状況の評価に関するガイドライン」を定め、内部統制担当部門を設置し、内部統制の整備及び運用状況を適時に取締役会に報告する体制を構築しております。

ヘ 監査等委員会の職務を補助する組織とその独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会を補助すべき使用人については、内部監査室に属する従業員とし、内部監査室は、監査等委員会に直属するものとしております。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人である内部監査室に属する従業員の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うものとしております。
- (3) 内部監査室は、監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性並びに監査等委員会からの指示の実効性を確保しております。

ト 監査等委員会への報告体制と監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループ役職員が当社の監査等委員会に報告すべき事項についての規程を定めるとともに、当社の業務または業績に影響を与える重要

な事項に関する役職員の報告が、当社の監査等委員会に対してより確実かつ迅速に行われまたは伝達される体制としております。

(2)前号に記載のない事項に関しても、当社の監査等委員会から報告を求められた場合は、当社グループ役職員は遅滞なく当社の監査等委員会に報告する体制としております。

(3)前各号の報告を行った者がその報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保しております。

(4)監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生じる費用又は債務については、監査等委員の請求に従い支払その他処理を行っております。

(5) 監査の実効性を向上させるために、監査等委員会から要請がある場合には、会計監査人との連携を確保する体制としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループでは、倫理行動規範において、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する旨を定め、当社グループのホームページにおいてステークホルダー向けに表明しております。また、当社の代表取締役社長である森豊隆は、反社会的勢力との関係を一切遮断するという信念に基づき、グループ全体においてその考えを共有し、当社グループ全社と反社会的勢力との取引の有無を確認することで、それらとの取引を排除し、倫理行動規範が遵守されていることを徹底しております。よって、当社グループでは、市民社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループ各社の全取引先について反社会的勢力に該当するか否かを確認するよう努めております。調査対象は、資金受取が生じた取引先、資金支払が生じた取引先、提携契約が生じた取引先とし、風評の確認および商業登録簿の確認等に基づき反社会的勢力に該当するか否かを判定しております。なお、新規取引先および非公開企業につきましては、取引開始前に調査会社を利用するなど、反社会的勢力に該当するか否かを確認しております。また、当社グループ各社と取引先との契約締結時においては、法務担当部署において、可能な限り暴力団排除条項を盛り込むよう当社グループ各社に指導をしております。なお、万一に備え対応部署を管理本部とし、顧問弁護士並びに警察などの外部機関との連携に努め、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加することで企業防衛に努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

